

# 障害者雇用率制度における 雇用率算定特例（特例子会社など）

## 障害者の雇用を促進するために

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会を確保し、法定雇用率（=2.0%）以上の障害者を雇用することは個々の事業主（企業）ごとに義務づけられていますが、障害者の雇用の促進及び安定を図るため事業主が次のような措置を講じた場合には、その特例が認められます。

- I. 子会社特例 …… P1
- II. 関係会社特例 …… P3
- III. 関係子会社特例（企業グループ算定特例） …… P5
- IV. 特定事業主特例（事業協同組合等算定特例） …… P8

－平成26年度－

愛知労働局・ハローワーク



## I. 『子会社』特例

昭和 62 年 7 月施行(H9.10 改正)

障害者の雇用義務は、原則として個々の事業主に課せられていますが、事業主（親会社）が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、厚生労働大臣から一定の要件を満たしていると認定を受けた場合は、その子会社に雇用される労働者を親会社に雇用されているとみなして、雇用率を算定することができます。この子会社を「**特例子会社**」といいます。

### 【親会社の認定要件】

- ① 親会社が子会社の意思決定機関を支配していること。【注 1】
- ② 子会社への役員の派遣、従業員の出向等、人的交流が密であること。【注 2】

【注 1】 この基準は、連結決算の対象となる子会社の判定基準(いわゆる支配力基準)を満たしているものであり、具体的には次の(1)～(3)のいずれかの要件を満たす場合に、親事業主が子会社の意思決定機関を支配しているものとして、親子会社の関係があると認められます。

なお、支配力基準に基づけば、持株基準の下での子会社の子会社(いわゆる孫会社)も親事業主が子会社の意思決定機関を支配しているものとして扱います。

- (1) 議決権の過半数を所有している場合(持株基準)
  - (2) 議決権の 40%以上 50%以下を所有し、かつ以下のア～オの要件のうち、いずれか 1 つに該当する場合
    - ア 自己と「緊密な者」と「同意している者」とを合わせて子会社の過半数の議決権を所有していること。
    - イ 親会社の役員、使用人であるか、またはこれらであった者が子会社の取締役会等の意思決定機関の構成員の過半数を占めていること。
    - ウ 子会社の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すると。
    - エ 子会社の資金調達額の総額の過半について融資・債務保証・担保提供を行っていること。
    - オ その他、親会社が子会社の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在していること。
  - (3) 議決権の 40%未満しか所有していないが、自己と「緊密な者」と「同意している者」を合わせて子会社の過半数の議決権を所有し、上記(2)のイ～オの要件のうち、いずれか 1 つを満たす場合

【注 2】 具体的には、子会社の役員のうち少なくとも 1 名以上は親事業主の役員又は従業員から選任されていること、子会社の従業員のうち相当数が親事業主から派遣されていること等親事業主と子会社との人的交流が密であることが必要です。

## 【子会社の認定要件】

- ① 株式会社であること。
- ② 雇用する障害者が5人以上で、かつ全従業員に占める割合が20%以上であること。  
また、雇用される障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の合計数の割合が30%以上であること。  
なお、この算定において重度障害者のダブルカウントは行いません。短時間労働者については、重度・重度以外であるかを問わず1人をもって0.5人とみなします。
- ③ 障害者の雇用管理を適正に行うに足りる能力を有していること。  
(具体的には、障害者のための作業施設・設備の改善、かつ、障害者の職業生活に関する専任の指導員の配置など障害者雇用に特別な配慮を行っていること。)
- ④ その他、障害者の雇用の促進及び雇用の安定が確実に達成されると認められること。

## ＜認定申請書類＞

- ① 「子会社特例認定申請書」(様式28(1))
- ② 「親事業主及び子会社の概要」(様式第6号の6)
- ③ 添付資料、確認資料
  - ア 親事業主の直近の有価証券報告書(写)又は附属明細書(写)
  - イ 子会社の株式名簿又は出資口数名簿
  - ウ 親事業主の「障害者雇用状況報告書」(直近の6月1日現在)
  - エ 申請日現在における親事業主(当該子会社を含む)の「障害者雇用状況報告書」
  - オ 定款
  - カ 法人登記簿謄本
  - キ 親会社から派遣されている子会社の役員名簿
  - ク 子会社の社員名簿
  - ケ 子会社の障害者雇入れ通知書(写)
  - コ 子会社の就業規則・給与規程等
  - サ 障害者の職業生活に関する指導員の配置状況(障害者職業生活相談員の選任届等)
  - シ 子会社の図面、案内図
  - ス 子会社の勤務中(又は実習中)の写真

## ＜認定の取消＞

- ① 親事業主が特殊な関係についての要件を満たさなくなったとき又は事業を廃止した場合。
- ② 子会社についての認定要件を満たさなくなった場合。



## II. 『関係会社』特例

平成 14 年 10 月施行

特例子会社を持つ親会社が、特例子会社以外の他の子会社（以下「関係会社」という。）も含めて障害者の雇用を進める場合には、一定の要件の基に厚生労働大臣の認定（グループ認定といいます。）を受けて、特例子会社が雇用する労働者と同様に、その関係会社が雇用する労働者についても親会社に雇用されているとみなして、雇用率を算定することができます。

### 【親会社の認定要件】

- ① 親会社が特例子会社及び関係会社の意思決定機関を支配していること。【注 1 と同じ】
- ② 親会社が「障害者雇用推進者（法第 78 条、施行規則第 37 条）」を選任しており、その者が特例子会社及び関係会社についても業務を行うこと。
- ③ 親会社が特例子会社、関係会社を含めて、グループ全体で障害者の雇用の促進及び雇用の安定が確実に達成されると認められること。  
具体的には次のいずれの要件も満たしていること。
  - ア 申請時点においてグループ全体で合算した場合に、障害者雇用義務を果たしていること。障害者雇用義務を果たしていない場合は、2 年間で法定雇用率を達成するための具体的な身体障害者等の障害者雇用促進計画を作成すること。
  - イ 身体障害者等の雇用の促進及び安定を図るという制度の趣旨を理解した上で、次のいずれの事項についても了承していること。
    - a 親事業主及び関係会社が認定の取消しを申し出たとしても、原則として認定は取り消されないこと。
    - b 業務の移管などやむを得ない場合や本人が希望する場合の除き、関係会社から特例子会社への身体障害者等の配置転換を行わないこと。

### 【関係会社の認定要件】

- ① 株式会社であること。
- ② 関係会社と特例子会社との人的関係若しくは営業上の関係が密であること、又は関係会社が特例子会社に出資していること。  
具体的には、次のいずれかの要件を満たしていること。
  - ア 特例子会社の役員のうち 1 名以上が関係会社の役員又は従業員から選任されていること、特例子会社の従業員のうち 1 名以上が関係会社から派遣されていること等関係会社と特例子会社との人的交流が密であること。
  - イ 関係会社から特例子会社に対し最低年間 60 万円程度の発注が行われている又は見込みがあること。
  - ウ 関係会社が特例子会社に対し、100 万円以上の出資又は、関係会社が特例子会社の議決権の 5% 以上所有していること。

## <認定申請書類>

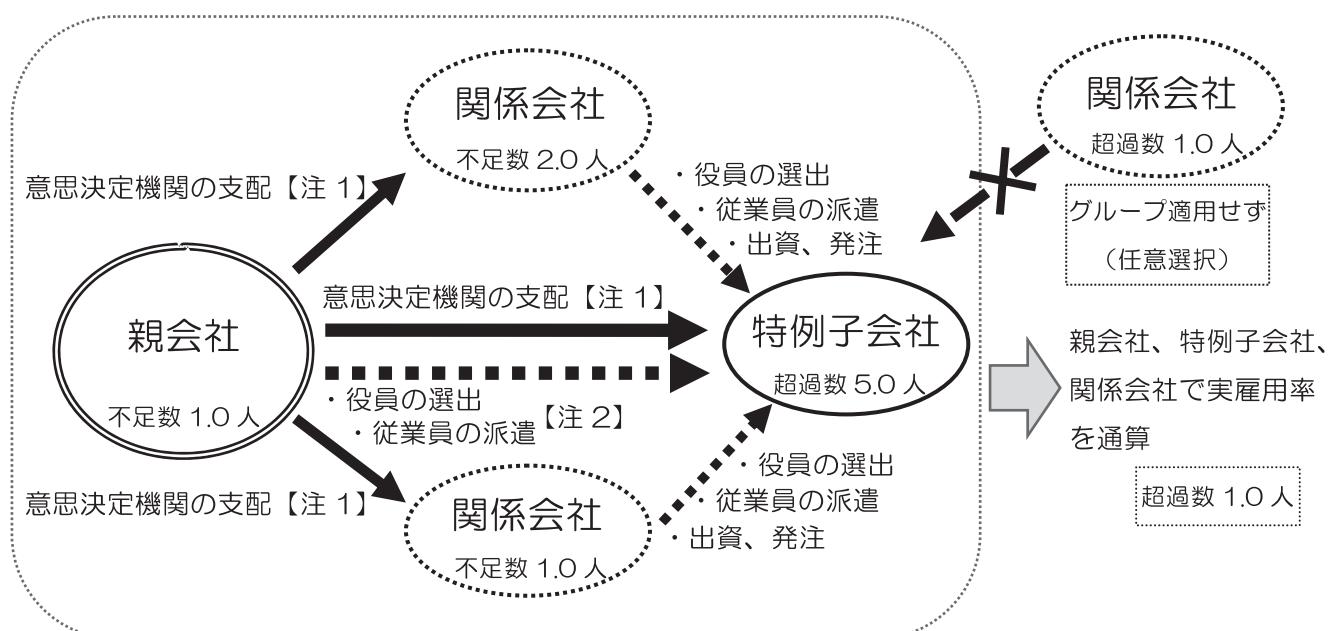
- ① 「関係会社特例認定申請書」(様式 29(1))
- ② 「親事業主、特例子会社及び関係会社の概要」(様式第 6 号の 8)
- ③ 添付資料、確認資料
  - ア 親事業主の直近の有価証券報告書(写)又は附属明細書(写)
  - イ 関係会社の株式名簿又は出資口数名簿
  - ウ 特例子会社の受注(売上げ)の実績を証明するもの(領収書の写しなど)又は発注計画書
  - エ 特例子会社の株式名簿又は出資口数名簿
  - オ 親事業主の「障害者雇用状況報告書」(直近の 6 月 1 日現在)
  - カ 関係会社の「障害者雇用状況報告書」(直近の 6 月 1 日現在)
  - キ 申請日現在における親事業主及び関係会社の「障害者雇用状況報告書」
  - ク 雇用義務数に達しない場合、「障害者雇用促進計画書」
  - ケ 定款
  - コ 法人登記簿謄本
  - サ 親会社から派遣されている関係会社の役員名簿
  - シ その他現状確認において必要と認める書類

## <認定の取消>

- ① 親事業主が特殊な関係についての要件を満たさなくなったとき又は事業を廃止した場合。
- ② 関係会社についての認定要件を満たさなくなった場合。

## <その他>

- ① 障害者を雇用していない子会社も認定要件を満たせば関係会社として申請することはできます。また、認定後必ずしも関係会社において障害者を雇用することは求められていませんが、グループ全体で法定雇用率を達成する必要があります。
- ② グループ適用する関係会社の範囲は、認定要件を満たしていれば、任意に選ぶことができます。したがって、全ての子会社についてグループ適用する必要はありません。



### III. 『関係子会社』特例（企業グループ算定特例）

平成 21 年 4 月施行

特例子会社がない場合であっても、一定の要件を満たす企業グループとして厚生労働大臣の認定を受けたものについては、企業グループ全体（全ての子会社（以下「関係子会社」という。）が対象）で雇用率を算定することができます。

#### 【親会社の認定要件】

- ① 親会社が関係子会社の意思決定機関を支配していること。【注 1 と同じ】  
ただし、原則として、いわゆる孫会社及び海外にある子会社は含まれないこと。
- ② 親会社が「障害者雇用推進者（法第 78 条、施行規則第 37 条）」を選任しており、その者が関係子会社についても業務を行うこと。
- ③ 親会社が関係子会社を含めて、企業グループ全体で障害者の雇用の促進及び雇用の安定が確実に達成されると認められること。  
具体的には次のいずれの要件も満たしていること。
  - ア 申請時点において企業グループを合算した場合に、障害者雇用義務を果たしていること。障害者雇用義務を果たしていない場合は、2 年間で法定雇用率を達成するための具体的な身体障害者等の障害者雇用促進計画を作成すること。
  - イ 身体障害者等の雇用の促進及び安定を図るという制度の趣旨を理解した上で、次のいずれの事項についても了承していること。
    - a 親事業主及び関係子会社が認定の取消しを申し出たとしても、原則として認定は取り消されないこと。
    - b 業務の移管などやむを得ない場合や本人が希望する場合の除き、関係子会社から親事業主又は他の関係子会社への身体障害者等の配置転換を行わないこと。

#### 【関係子会社の認定要件】

- ① 株式会社であること。  
すべての子会社が対象となるものであり、法定雇用障害者数が 0 人であるような子会社（その雇用する常用労働者が 50 人未満の子会社）も対象となること。
- ② 2 社以上の関係子会社が必要であること。
- ③ 関係子会社の規模に応じて、それぞれ常用労働者数に 1.2% を乗じた数（小数点以下は切捨て）以上の障害者を雇用していること。  
ただし、中小企業については、以下の数以上の障害者を雇用していること。

- |                           |         |
|---------------------------|---------|
| ア 常用労働者数が 167 人未満         | 障害者 0 人 |
| イ 常用労働者数が 167 人以上 250 人未満 | 障害者 1 人 |
| ウ 常用労働者数が 250 人以上 300 人以下 | 障害者 2 人 |

なお、この算定にあたっては、重度身体障害者及び重度知的障害者はダブルカウント、重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者は 1 カウント、重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者及び精神障害者である短時間労働者は 0.5 カウントとして行います。

- ④ 関係子会社が、雇用する障害者に対して適切な雇用管理を行うことができると認められること又は、他の関係子会社が雇用する障害者の行う業務に関し、その行う業務と当該他の関係子会社の行う事業との人的関係若しくは営業上の関係が緊密であること。

具体的には、次のいずれかの要件を満たしていること。

- ア 自ら相当数の障害者を雇用する各関係子会社においては、その雇用する身体障害者等である労働者の雇用管理に適切に行うに足りる能力を有していること。  
(具体的には、障害者のための作業施設・設備の改善、かつ、障害者の職業生活に関する専任の指導員の配置など障害者雇用に特別な配慮を行っていること。)
- イ 上記ア以外の関係子会社においては、自ら身体障害者等を相当数雇用し、特別の配慮を行うことができなくても、上記アに該当するような身体障害者等を雇用して業務を行う他の関係子会社に対して、人的関係若しくは営業上の関係を通じて、障害者雇用に貢献していることが必要であること。  
具体的には、次のいずれかの要件を満たしていること。
- a 上記アの関係子会社の役員のうち 1 名以上が当該関係子会社の役員又は従業員から選任されていること、上記アの関係子会社の従業員のうち 1 名以上が当該関係子会社から派遣されていること等上記アの関係子会社との人的交流が密であること。
- b 当該関係子会社から上記アの関係子会社に対して最低年間 60 万円程度の発注が行われている又は見込みがあること。

#### ＜認定申請書類＞

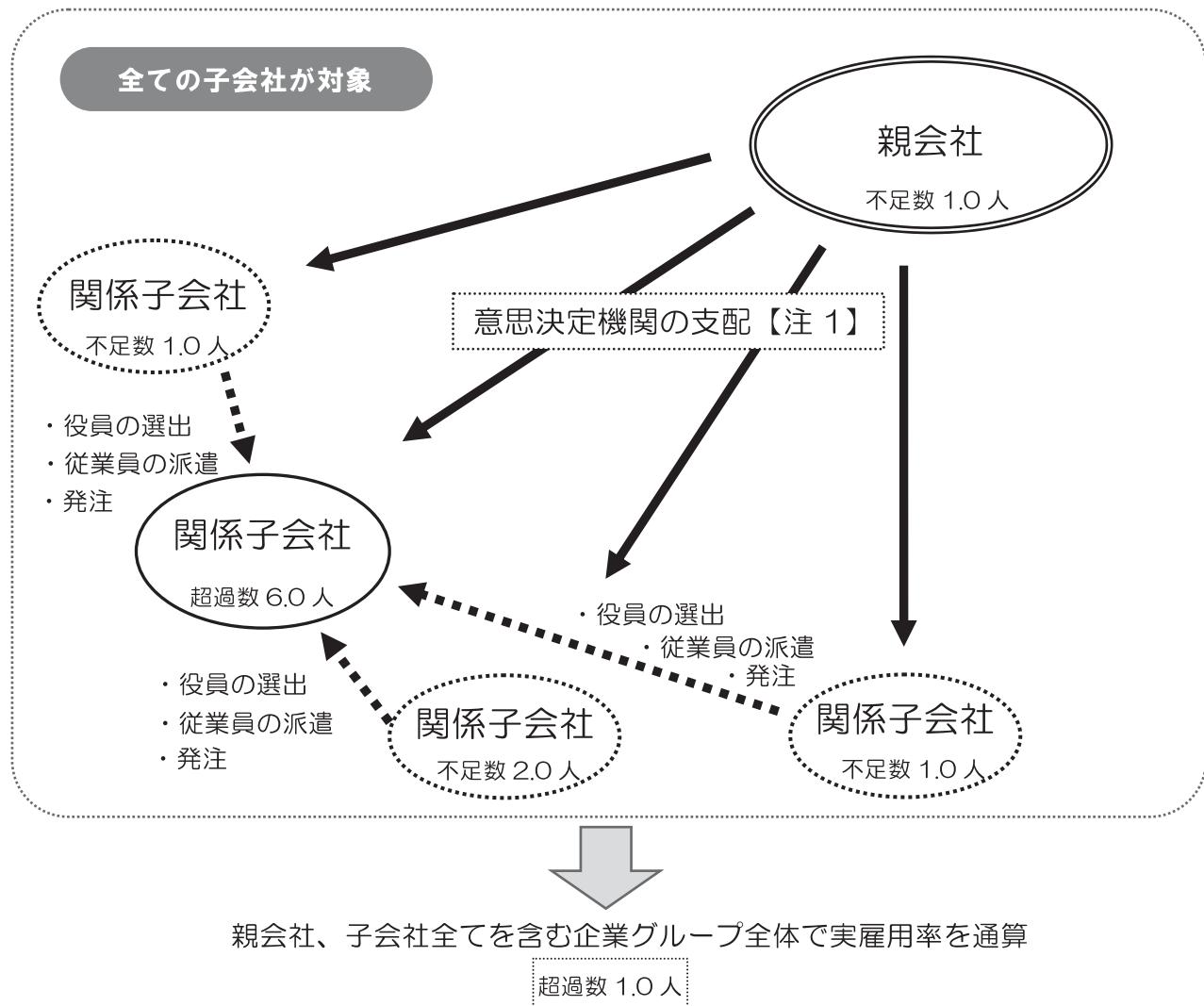
---

- ① 「関係子会社特例認定申請書」(様式 6 号の 9)
- ② 「親事業主及び関係子会社の概要」(様式第 6 号の 10)
- ③ 添付資料、確認資料
- ア 親事業主の直近の有価証券報告書(写)又は附属明細書(写)
- イ 関係子会社の株式名簿又は出資口数名簿
- ウ 自ら相当数の障害者を雇用する関係子会社の受注(売上げ)の実績を証明するもの(領収書の写しなど)又は発注計画書
- エ 親事業主の「障害者雇用状況報告書」(直近の 6 月 1 日現在)
- オ 関係子会社の「障害者雇用状況報告書」(直近の 6 月 1 日現在)
- カ 申請日現在における親事業主及び関係子会社の「障害者雇用状況報告書」
- キ 雇用義務数に達しない場合、「障害者雇用促進計画書」
- ク 定款
- ケ 法人登記簿謄本
- コ その他現状確認において必要と認める書類

#### ＜認定の取消＞

---

- ① 親事業主と関係子会社との間に特殊な関係についての要件を満たさなくなったとき又は親事業主が事業を廃止した場合。
- ② 関係子会社についての認定要件を満たさなくなった場合。

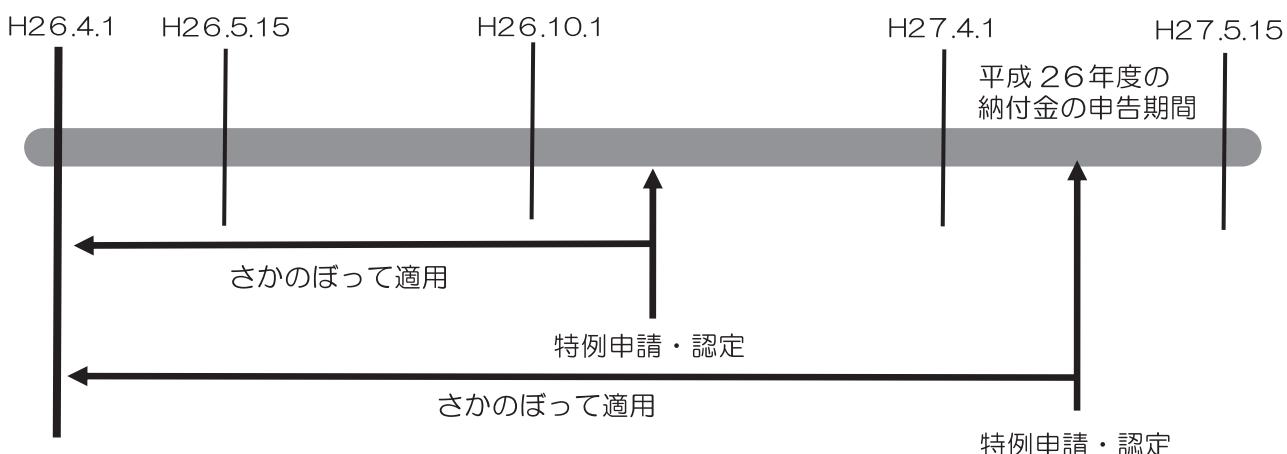


子会社特例、関係会社特例、関係子会社特例又は特定事業主特例の認定がされた場合、障害者雇用納付金制度の適用は年度の初めまでさかのぼります。

※ 特例の認定申請を行った年度の初め(4月1日)までさかのぼって認められます。

なお、障害者雇用納付金の申告期間中(4月1日から45日間)に特例認定の申請を行い認定を受けた場合には、当該認定を受けた日の属する年度の前の年度の初めまでさかのぼって適用されます。

問合せ先：愛知高齢・障害者雇用支援センター ☎052-533-5625



## IV. 『特定事業主』特例（事業協同組合等算定特例）

平成21年4月施行

中小企業が事業協同組合等（事業協同組合、水産加工業協同組合、商工組合、商店街振興組合）を活用して共同で障害者雇用を進めることとし、厚生労働大臣から一定の要件を満たしていると認定を受けた場合は、組合員である事業主（以下、「特定事業主」という。）で雇用される労働者を事業協同組合等（特定組合等）に雇用された労働者とみなして雇用率を算定することができます。

### 【事業協同組合等の認定要件】

- ① 事業協同組合等の定款、規約等に、障害者雇用納付金を徴収された場合に、特定事業主の障害者の雇用状況に応じて、その経費を特定事業主に賦課する旨の定めがあること。
- ② 事業協同組合等及び特定事業主における障害者の雇用の促進及び安定に関する事業（雇用促進事業）を適切に実施するための計画を作成し、この実施計画に従って、障害者の雇用の促進及び安定を確実に達成することができると認められること。

実施計画の計画期間は2年間であり、次の内容を盛り込む必要があります。

なお、申請時点において障害者雇用義務を果たしている場合においても、実施計画の作成は必要であること。

- ア 雇用促進事業の目標(各年度ごとの雇用障害者数の目標を含む。)
- イ 雇用促進事業の内容
- ウ 雇用促進事業の実施時期

また、事業協同組合等及び特定事業主においては、身体障害者等の雇用の促進及び安定を図るという制度の趣旨を理解した上で、次のいずれの事項についても了承していること。

- a 事業協同組合等及び特定事業主が認定の取消しを申し出たとしても、原則として認定は取り消されないこと。
- b 業務の移管などやむを得ない場合や本人が希望する場合の除き、特定事業主から事業協同組合等への身体障害者等の配置転換を行わないこと。
- ③ 事業協同組合等が自ら雇用する障害者である労働者が1人以上であり、かつ、雇用する労働者の総数に対する割合が20%以上であること。

なお、この算定において重度障害者のダブルカウントは行いません。短時間労働者については、重度・重度以外であるかを問わず1人をもって0.5人とみなします。

- ④ 事業協同組合等が、その雇用する障害者に対して適切な雇用管理を行うことができると認められること。

（具体的には障害者のための作業施設・設備の改善、かつ、障害者の職業生活に関する専任の指導員の配置など障害者雇用に特別な配慮を行っていること。）

### 【特定事業主の認定要件】

- ① 事業協同組合等の組合員であること。
- ② 雇用する常用労働者の数が50人以上である事業主であること。

- ③ 子会社特例、関係会社特例、関係子会社特例又は他の特定事業主特例の認定を受けておらず、当該認定に係る子会社、関係会社、関係子会社又は特定事業主でないこと。
- ④ 事業協同組合等の行う事業と特定事業主の行う事業との人的関係又は営業上の関係が緊密であること。  
具体的には、次のいずれかの要件を満たしていること。
- ア 事業協同組合等の役員のうち 1 名以上が特定事業主の役員又は従業員から選任されていること、事業協同組合等の従業員のうち 1 名以上が特定事業主から派遣されていること等事業協同組合等と特定事業主との人的交流が密であること。
- イ 特定事業主から事業協同組合等に対し、障害者を雇用して行う業務について定期的に発注が行われている又は見込みがあること。
- ⑤ 特定事業主の規模に応じて、それぞれ次に掲げる数以上の障害者を雇用していること。
- ア 常用労働者数が 167 人未満 障害者 0 人  
イ 常用労働者数が 167 人以上 250 人未満 障害者 1 人  
ウ 常用労働者数が 250 人以上 300 人以下 障害者 2 人

なお、この算定にあたっては、重度身体障害者及び重度知的障害者はダブルカウント、重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者は 1 カウント、重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者及び精神障害者である短時間労働者は 0.5 カウントとして行います。

#### ＜認定申請書類＞

---

- ① 「特定事業主特例認定申請書」(様式 6 号の 11)  
② 「事業協同組合等及び特定事業主の概要」(様式第 6 号の 12)  
③ 添付資料、確認資料
- ア 事業協同組合等の直近の附属明細書(写)又は領収書(写)、事業協同組合等発行の受注実績証明書  
イ 事業年度における各月ごとの事業協同組合等への支払い予定額及び発注の主な内容を記載した発注計画書  
ウ 事業協同組合等の「障害者雇用状況報告書」(直近の 6 月 1 日現在)  
エ 特定事業主の「障害者雇用状況報告書」(直近の 6 月 1 日現在)  
オ 申請日現在における事業協同組合等及び特定事業主の「障害者雇用状況報告書」  
カ 事業協同組合等の役員名簿又は従業員名簿等  
キ 定款、規約  
ク 登記簿謄本  
ケ 組合員名簿  
コ 雇用促進事業実施計画書  
サ その他現状確認において必要と認める書類

#### ＜認定の取消＞

---

特定事業主特例についての認定要件を満たさなくなった場合。

組合員として協同組合等の協同事業に参加

特例の対象となる範囲

特定事業主

不足数 2.0 人

特定事業主

不足数 1.0 人

特定事業主

超過数 1.0 人

企業 A

常用労働者 50 人未満

企業 B

雇用促進事業へ不参加

雇用促進事業に参加

- ・役員の選出
- ・従業員の派遣
- ・発注

事業協同組合等

超過数 3.0 人

組合員として事業協同組合等の協同事業に参加している企業であっても、  
①障害者の雇用義務が 0 人である企業→A 企業  
②雇用促進事業には参加しない企業→B 企業  
は、この特例の対象にななりません。

事業協同組合等及び特定事業主で実雇用率を通算

超過数 1.0 人



## V. 申請様式（様式見本）

### ＜子会社特例にかかる申請様式＞

(様式28(1))

(日本工業規格A列4)

様式第6号の5（第4条の2第1項関係）

### 子会社特例認定申請書

公共職業安定所長 殿

平成 年 月 日

（親事業主）

及び （子会社）

は、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づく障害者雇用率制度及び障害者雇用納付金制度の適用について、同法第44条第1項の認定を受けたく、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の3第1項の規定により、同条第2項の厚生労働大臣の定める様式による書面を添えて申請します。

事業主氏名又は名称

（親事業主）

記名押印又は署名

（子会社）

記名押印又は署名

#### [注意]

- 1 名称については、法人である事業主にあつては、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 この申請書には、様式第6号の6のほか、様式第6号の6（裏面）〔注意〕において添付することとされている関係書類を添付すること。
- 3 事業主氏名又は名称（法人にあつては名称及び代表者の氏名）については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

## 様式第6号の6(第4条の2第2項関係) (表面)

(日本工業規格A列4)

## 親事業主及び子会社の概要

平成 年 月 日現在

A 親事業主 の概要	① 氏名又は名称	② 住所又は主たる事務所 の所在地	③ 事業 の 種類	産業分類 番号		④ 事業所の数	⑤ 直近の事業年度の末日 における資本金の額	
B 子会社の 概要	⑥ 名称及び代表者の氏名	⑦ 主たる事務所の所在地	⑧ 事業 の 種類	産業分類 番号		⑨ 事業所の数		
C 親事業主 の所有す る議決権	⑩ 子会社の総株主又は総社員の議決権の数	⑪ ⑩のうち親事業主の所有する議決権の数		⑫	$\frac{⑪}{⑩} \times 100$		%	
D 子会社の 身体障害者、 知的障 害者及び 精神障害 者の雇用 状況	⑬ 常用雇用労働者の数	(イ) 常用雇用労働者の数(短時間労働者を除く)					人	
(ロ) 短時間労働者の数						人		
	(ハ) 常用雇用労働者の数((イ)+(ロ)×0.5))						人	
	⑭ 身体障害者、知的障害者 及び精神障害者 の数	(イ) 重度身体障害者の数					人	
		(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数					人	
		(ハ) 重度身体障害者である短時間労働者の数					人	
		(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数					人	
		(ホ) 重度知的障害者の数					人	
		(ヘ) 重度知的障害者以外の知的障害者の数					人	
		(ト) 重度知的障害者である短時間労働者の数					人	
		(チ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数					人	
		(リ) 精神障害者の数					人	
		(ヌ) 精神障害者である短時間労働者の数					人	
		(ル) 計((イ)+(ロ)+(ホ)+(ヘ)+(ト)+(チ)+(ヌ))×0.5)						人
		⑮ $\frac{⑭\text{の}(ル)}{⑬\text{の}(ハ)} \times 100$	⑯ $\frac{⑭\text{の}(ル)-(⑭\text{の}(ロ)+⑭\text{の}(ニ) \times 0.5)}{⑭\text{の}(ル)} \times 100$					%
E 親事業主と 子会社の 人的関係	⑰ 子会社の役員の 親事業主からの 選任状況	(イ) 子会社の 役員数	(ロ) (イ)のうち親事業主の役 員又は職員から選任され ている者の数	(ハ) $\frac{(ロ)}{(イ)} \times 100$	(ニ) 親事業主から選任されている役員の 氏名、子会社における役職及び略歴			
		人	人	%				
	⑱ 子会社の従業員 のうち親事業主か ら派遣されている 者の状況	(イ) 子会社の 従業員の総 数	(ロ) (イ)のうち親事業主から 派遣されている者の数	(ハ) $\frac{(ロ)}{(イ)} \times 100$	(ニ) 親事業主から派遣されている者の主な 職名			
		人	人	%				
F 子会社にお ける身体障 害者、知的 障害者又は 精神障害者 のための特 別な配慮の 状況	⑲ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者のために特別に配慮した施設又は設備の概要							
	⑳ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者ための雇用管理上の特別な配慮の状況							
	(イ) 専任の指導員等の配置状況	(ロ) その他特別な配慮がある場合はその状況						
	㉑ 親事業主から子会社に対する発注等親事業主が子会社の経営の安定のために措置を講じている場合はその内容							

## 様式第6号の6(裏面)

### [注意]

- 1 ①欄の名称については、法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ③欄及び⑧欄には、当該企業の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業別分類番号及び名称を記載し、同欄の下段には、例えば「ボール盤製造業」、「自動車ボデーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。
- 3 ④欄及び⑨欄には、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等すべての事業所の合計数を記載すること。
- 4 親事業主がこの申請に係る子会社の意思決定機関を支配していることを示す書類(親事業主の直近の有価証券報告書(金融商品取引法第24条第1項に規定するものをいう。)又は附属明細書(会社法第435条第2項に規定するものをいう。)の写し、この申請に係る子会社の株主名簿又は出資口数名簿等)を添付すること。
- 5 直近の6月1日現在における親事業主の障害者雇用状況報告(様式第6号又は様式第6号の2(1)) (障害者の雇用の促進等に関する法律第44条又は第45条の特例の認定を受けている者については、当該特例に係る子会社及び関係会社(以下「特例会社」という。)に係るものも含む。)を添付すること。  
また、申請の日現在における親事業主の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況(特例会社(現在申請中のものを含む。)及びこの申請に係る子会社に雇用されている労働者に係るものも含む。)について、障害者雇用状況報告(様式第6号の2(2))に準じて作成した書面を添付すること。
- 6 ⑬(ハ)欄及び⑭(ル)欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 7 ⑫欄、⑮欄、⑯欄、⑰(ハ)欄及び⑱(ハ)欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 8 ⑬(イ)欄並びに⑭(イ)、(ロ)、(ホ)、(ヘ)及び(リ)欄には、短時間労働者の数は含めないこととする。
- 9 D欄には、申請日の雇用状況に基づき記載すること。
- 10 所定の記載欄に記載することができない場合には、当該欄にその旨を記載し、別紙に所定の記載事項を記載し、提出すること。

## ＜関係会社特例にかかる申請様式＞

(様式29(1))

(日本工業規格A列4)

様式第6号の7 (第4条の3第1項関係)

### 関係会社特例認定申請書

公共職業安定所長 殿

平成 年 月 日

(親事業主) \_\_\_\_\_、 (特例子会社) \_\_\_\_\_

及び (関係会社) \_\_\_\_\_ は、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づく障害者雇用率制度及び障害者雇用納付金制度の適用について、同法第45条第1項の認定を受けたく、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の5第1項の規定により、同条第2項の厚生労働大臣の定める様式による書面を添えて申請します。

事業主の名称及び代表者の氏名

(親事業主)

記名押印又は署名

(特例子会社)

記名押印又は署名

(関係会社)

記名押印又は署名

#### [注意]

- 1 「特例子会社」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第44条の特例に係る子会社をいい、「関係会社」とは、法第45条の特例に係る関係会社をいうこと。
- 2 事業主の名称及び代表者の氏名については、個人である親事業主については当該親事業主の氏名を記入すること。
- 3 この申請書には、様式第6号の8のほか、様式第6号の8（裏面）〔注意〕において添付することとされている関係書類を添付すること。
- 4 事業主の名称及び代表者の氏名（個人である親事業主にあつては当該親事業主の氏名）については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

## 様式第6号の8 (第4条の3第2項関係) (表面)

(日本工業規格A列4)

## 親事業主、特例子会社及び関係会社の概要

平成 年 月 日現在

A 親事業主の概要									
① 名称及び代表者の氏名		② 主たる事務所の所在地		③ 事業の種類	④ 事業所の数		⑤ 障害者雇用推進者		
					( )				
B 特例子会社の概要									
⑥ 名称及び代表者の氏名		⑦ 主たる事務所の所在地		⑧ 事業の種類	⑨ 事業所の数		⑩ 直近の事業年度の末日における資本金の額		
					( )		万円		
⑪ 認定状況		昭和・平成 年 月 日 ( 認定 ・ 申請書提出 ) (該当するものに○を付ける。)							
C 関係会社の概要									
⑫ 名称及び代表者の氏名		⑬ 主たる事務所の所在地		⑭ 事業の種類	⑮ 事業所の数		⑯ 直近の事業年度の末日における資本金の額		
		( 公共職業安定所 )			( )		万円		
D 親事業主の所有する議決権									
⑰ 関係会社の総株主又は総社員の議決権の数		⑯ ⑰のうち親事業主の所有する議決権の数		⑲ $\frac{⑯}{⑰} \times 100$		%			
E-1 関係会社と特例子会社の人的関係									
⑲ 特例子会社の役員の 関係会社からの選任状況	(イ) 特例子会社の 役員数	(ロ) (イ)のうち関係会社の役員 又は職員から選任されてい る者の数	(ハ) $\frac{(ロ)}{(イ)} \times 100$	(乙) 関係会社から選任されている役員の氏名、特 例子会社における役職及び略歴					
	人	人	%						
⑳ 特例子会社の従業員 のうち関係会社から派遣さ れている者の状況	(イ) 特例子会社の 従業員の総数	(ロ) (イ)のうち関係会社から派 遣されている者の数	(ハ) $\frac{(ロ)}{(イ)} \times 100$	(乙) 関係会社から派遣されている者の主な職名					
	人	人	%						
E-2 関係会社と特例子会社の営業上の関係									
㉑ 特例子会社の直近の事業年度における関係会社からの受注(売上げ) の実績				㉒ 特例子会社の次の事業年度における関係会社からの受注(売上げ) の見込み					
				千円					
E-3 関係会社から特例子会社への出資									
㉓ 関係会社から 特例子会社へ の出資の状況	(イ) 直近の事業年度の末日における特例子会社 の資本金の額	(ロ) (イ)のうち関係会社から特例子会社への出資 金の額	(ハ) $\frac{(ロ)}{(イ)} \times 100$						
	万円	万円	%						

## 様式第6号の8（裏面）

### 〔注意〕

- 1 「特例子会社」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「法」という。)第44条の特例における子会社をいい、「関係会社」とは、法第45条の特例における関係会社をいうものであること。
- 2 ①欄には、親事業主が個人である場合には当該親事業主の氏名を記載すること。
- 3 ②欄には、親事業主が個人である場合には当該親事業主の住所を記載すること。
- 4 ③欄、⑧欄及び⑭欄には、当該企業の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業別分類番号及び名称を記載し、同欄の( )内には、例えば「ボール盤製造業」、「自動車ボデーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。
- 5 ④欄、⑨欄及び⑮欄には、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等すべての事業所の合計数を記載すること。
- 6 ⑤欄の障害者雇用推進者とは、法第78条の規定に基づいて選任され、かつ、この申請に係る特例子会社及びこの申請書により法第45条の特例の認定を申請する関係会社(以下単に「この申請に係る関係会社」という。)についても法第78条第1号に掲げる業務を行う者をいうものであること。
- 7 B欄には、この申請に係る特例子会社について記載すること。
- 8 ⑪欄には、当該特例子会社が既に法第44条の特例の認定を受けている場合には「認定」に○を付けた上で認定年月日を、現在申請中である場合には「申請書提出」に○を付けた上で申請書提出年月日を記載すること。
- 9 C欄には、この申請書により法第45条の特例の認定を申請する関係会社について記載すること。
- 10 ⑬欄の( )内には、この申請に係る関係会社の主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所の名称を記入すること。
- 11 親事業主が当該関係会社の意思決定機関を支配していることを示す書類(親事業主の直近の有価証券報告書(証券取引法第24条第1項に規定するものをいう。)又は附属明細書(会社法第435条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)の写し、当該関係会社の株主名簿又は出資口数名簿等)を添付すること。
- 12 E欄については、当該特例子会社と当該関係会社との関係について、E-1、E-2又はE-3のいずれかを選択して記入すること。
  - (1) ⑯欄の(ハ)、⑰欄の(ハ)及び⑱欄の(ハ)には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
  - (2) ⑰欄については、当該特例子会社の受注(売上げ)の実績を証明するもの(関係会社の直近の附属明細書又は領収書の写し等)を添付すること。
  - (3) ⑲欄については、発注計画書を添付すること。
  - (4) ⑳欄については、当該特例子会社の株主名簿又は出資口数名簿を添付すること。
- 13 直近の6月1日現在における親事業主の障害者雇用状況報告(様式第6号又は様式第6号の2(1)(法第44条又は法第45条の特例に係る子会社及び関係会社(以下「特例会社」という。)に係るもの)を含む。)及びこの申請に係る関係会社の障害者雇用状況報告(様式第6号)(当該関係会社が新たに設立された場合等これまで障害者雇用状況報告を提出していない場合には申請の日における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について障害者雇用状況報告(様式第6号の2(1))に準じて作成した書面)を添付すること。  
また、申請の日現在における親事業主の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況(当該親事業主に係る全ての特例会社(現在認定申請中のもの及びこの申請に係る関係会社を含む。)に雇用されている労働者を含む。)について、障害者雇用状況報告(様式第6号の2(2))に準じて作成した書面を添付すること。
- 14 13において添付する書面において、身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数が0人でない場合には、障害者雇用促進計画を添付すること。
- 15 所定の記載欄に記載することができない場合には、当該欄にその旨を記載し、別紙に所定の記載事項を記載し、提出すること。

## ＜関係子会社特例にかかる申請様式＞

様式第6号の9（第4条の4第1項関係）

（日本工業規格A列4）

### 関係子会社特例認定申請書

公共職業安定所長 殿

平成 年 月 日

（親事業主）及び（関係子会社）は、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づく障害者雇用率制度及び障害者雇用納付金制度の適用について、同法第45条の2第1項の認定を受けたく、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の6第1項の規定により、同条第2項の厚生労働大臣の定める様式による書面を添えて申請します。

事業主の名称及び代表者の氏名

（親事業主）

記名押印又は署名

（関係子会社）

記名押印又は署名

#### [注意]

- 1 「関係子会社」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条の2の特例に係る関係子会社をいうこと。
- 2 事業主の名称及び代表者の氏名については、個人である親事業主については当該親事業主の氏名を記入すること。
- 3 この申請書には、様式第6号の10のほか、様式第6号の10（裏面）〔注意〕において添付することとされている関係書類を添付すること。
- 4 事業主の名称及び代表者の氏名（個人である親事業主にあつては当該親事業主の氏名）については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

## 様式第6号の10（第4条の4第2項関係）（表面）

(日本工業規格A列4)

## 親事業主及び関係子会社の概要

平成 年 月 日現在

<b>A 親事業主の概要</b>					
① 名称及び代表者の氏名	② 主たる事務所の所在地	③ 事業の種類	④ 事業分類番号	⑤ 直近の事業年度の末日における資本金の額	
⑥ 障害者雇用推進者	(イ) 役職名	(ロ) 氏名			
<b>B 関係子会社の概要</b>					
⑦ 名称及び代表者の氏名	⑧ 主たる事務所の所在地	⑨ 事業の種類	⑩ 事業分類番号	⑪ 直近の事業年度の末日における資本金の額	
	( 公共職業安定所 )				
<b>C 親事業主の所有する議決権</b>					
⑫ 関係子会社の総株主又は総社員の議決権の数	⑬ ⑫のうち親事業主の所有する議決権の数	⑭	$\frac{⑬}{⑫} \times 100$		
			%		
<b>D 関係子会社の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況</b>					
<b>⑯ 常用雇用労働者の数</b>		<b>⑰ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数</b>			
(イ) 常用雇用労働者数 (短時間労働者を除く)	人	(イ) 重度身体障害者数	人	(チ) 重度知的障害者である短時間労働者数	人
		(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者数	人	(リ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者数	人
(ロ) 短時間労働者数	人	(ハ) 重度身体障害者である短時間労働者数	人	(ラ) 知的障害者数 ((ハ) × 2 + (ト) + (チ) + (リ)) × 0.5	人
		(ナ) 常用雇用労働者の総数 ((イ)+(ロ) × 0.5)	人	(ル) 精神障害者数	人
(ナ) 常用雇用労働者の総数 ((イ)+(ロ) × 0.5)	人	(オ) 身体障害者数 ((イ) × 2 + (ロ) + (ハ) + (ニ) × 0.5)	人	(ヲ) 精神障害者である短時間労働者数	人
		(ハ) 重度知的障害者数	人	(リ) 精神障害者数 ((ル) + (ヲ) × 0.5)	人
(ハ) 重度知的障害者以外の知的障害者数	人	(ト) 重度知的障害者以外の知的障害者数	人	(カ) 計 ((オ) + (ヌ) + (リ))	人
<b>E-1 関係子会社における身体障害者、知的障害者又は精神障害者のための特別な配慮の状況</b>					
<b>⑯ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者のために特別の配慮をした施設又は設備の概要</b>					
<b>⑰ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者のための雇用管理上の特別の配慮の状況</b>					
(イ) 専任の指導員等の配置状況		(ロ) その他特別の配慮がある場合はその状況			
<b>⑱ 親事業主から子会社に対する発注等親事業主が子会社の経営の安定のために措置を講じている場合はその内容</b>					
<b>E-2 関係子会社と他の関係子会社の人的関係又は営業上の関係</b>					
<b>E-2(1) 人的関係</b>	<b>⑯ 他の関係子会社の役員のBの関係子会社からの選任状況</b>	<b>⑰ 他の関係子会社の役員数</b>	<b>(イ) (イ)のうちBの関係子会社の役員又は職員から選任されている者の数</b>	<b>(ロ) (ロ) × 100</b>	<b>(チ) Bの関係子会社から選任されている役員の氏名、他の関係子会社における役職及び略歴</b>
		人	人	%	
<b>E-2(2) 営業上の関係</b>	<b>⑯ 他の関係子会社の従業員のうちBの関係子会社から派遣されている者の状況</b>	<b>⑰ 他の関係子会社の従業員の総数</b>	<b>(ロ) (イ)のうちBの関係子会社から派遣されている者の数</b>	<b>(ヌ) (ヌ) × 100</b>	<b>(チ) Bの関係子会社から派遣されている者の主な職名</b>
		人	人	%	
<b>⑯ Bの関係子会社の直近の事業年度における他の関係子会社に対する発注の実績</b>		<b>⑰ Bの関係子会社の次の事業年度における他の関係子会社に対する発注の見込み</b>			
		千円			

## 様式第6号の10(裏面)

### [注意]

- 1 「関係子会社」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「法」という。)第45条の2の特例における関係子会社をいうものであること。
- 2 ①欄には、親事業主が個人である場合には当該親事業主の氏名を記載すること。
- 3 ②欄には、親事業主が個人である場合には当該親事業主の住所を記載すること。
- 4 ③欄及び⑨欄には、当該企業の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業別分類番号及び名称を記載し、同欄の下段には、例えば「ボール盤製造業」、「自動車ボディーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。
- 5 ④欄及び⑩欄には、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等すべての事業所の合計数を記載すること。
- 6 ⑥欄の障害者雇用推進者とは、法第78条の規定に基づいて選任され、かつ、この申請に係る関係子会社についても法第78条第1号に掲げる業務を行う者をいうものであること。
- 7 B欄には、この申請に係る関係子会社について記載すること。
- 8 ⑧欄の( )内には、この申請に係る関係子会社の主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所の名称を記入すること。
- 9 親事業主が当該関係子会社の意思決定機関を支配していることを示す書類(親事業主の直近の有価証券報告書(金融商品取引法第24条第1項に規定するものをいう。)又は附属明細書(会社法第435条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)の写し、当該関係子会社の株主名簿又は出資口数名簿等)を添付すること。
- 10 ⑭欄、⑫(ハ)欄及び⑬(ハ)欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 11 ⑮(イ)欄並びに⑯(イ)、(ロ)、(ヘ)、(ト)及び⑰(ル)欄には、短時間労働者の数は含めないこと。
- 12 ⑯欄には、⑮欄の数に1.2%を乗じて得た数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)を記載すること。
- 13 ⑮(ハ)欄並びに⑯(ホ)、(ヌ)、(ワ)及び⑰(カ)欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 14 E欄については、関係子会社における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況に応じて、E-1又はE-2のいずれかを選択して記入すること。
  - (1) E-2欄については、この申請に係る関係子会社と他の関係子会社との関係について、E-2(1)又はE-2(2)のいずれかを選択して記入すること。
  - (2) ⑭欄については、他の関係子会社が雇用する身体障害者、知的障害者及び精神障害者の行う業務に関し、当該他の関係子会社に対して発注した実績(受注した関係子会社が複数あるときは発注額の合計額)を記載すること。なお、この申請に係る関係子会社から他の関係子会社に対する発注の実績を証明するもの(当該他の関係子会社の直近の附属明細書又は領収書の写し等。受注した他の関係子会社が複数あるときは関係子会社ごとの実績を証明するもの。)を添付すること。
  - (3) ⑭欄については、発注計画書を添付すること。
- 15 直近の6月1日現在における親事業主の障害者雇用状況報告(様式第6号)及びこの申請に係る関係子会社の障害者雇用状況報告(様式第6号又は様式第6号の2(1))(法第44条又は法第45条の特例に係る子会社又は関係会社(以下「特例会社」という。)に係るものを含み、当該関係子会社が新たに設立された場合等これまで障害者雇用状況報告を提出していない場合においては申請の日における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について障害者雇用状況報告(様式第6号の3(1))に準じて作成した書面)を添付すること。  
また、申請の日現在における親事業主の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況及びこの申請に係る関係子会社の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況(当該関係子会社に係るすべての特例会社に雇用されている労働者を含む。)について、障害者雇用状況報告(様式第6号の3(2))に準じて作成した書面を添付すること。
- 16 15において添付する書面において、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の不足数が0人でない場合には、障害者雇用促進計画を添付すること。
- 17 所定の記載欄に記載することができない場合には、当該欄にその旨を記載し、別紙に所定の記載事項を記載し、提出すること。

＜特定事業主特例にかかる申請様式＞

様式第6号の11（第4条の5第1項関係）

（日本工業規格A列4）

特定事業主特例認定申請書

公共職業安定所長 殿

平成 年 月 日

（事業協同組合等）及び（特定事業主）は、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づく障害者雇用率制度及び障害者雇用納付金制度の適用について、同法第45条の3第1項の認定を受けたく、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の7第1項の規定により、同条第2項の厚生労働大臣の定める様式による書面を添えて申請します。

事業主の名称及び代表者の氏名

（事業協同組合等）

記名押印又は署名

（特定事業主）

記名押印又は署名

〔注意〕

- 1 「事業協同組合等」及び「特定事業主」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条の3の特例に係る事業協同組合等及び特定事業主をいうこと。
- 2 この申請書には、様式第6号の12のほか、様式第6号の12（裏面）〔注意〕において添付することとされている関係書類を添付すること。
- 3 事業主の名称及び代表者の氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

## 様式第6号の12（第4条の5第2項関係）（表面）

(日本工業規格A列4)

## 事業協同組合等及び特定事業主の概要

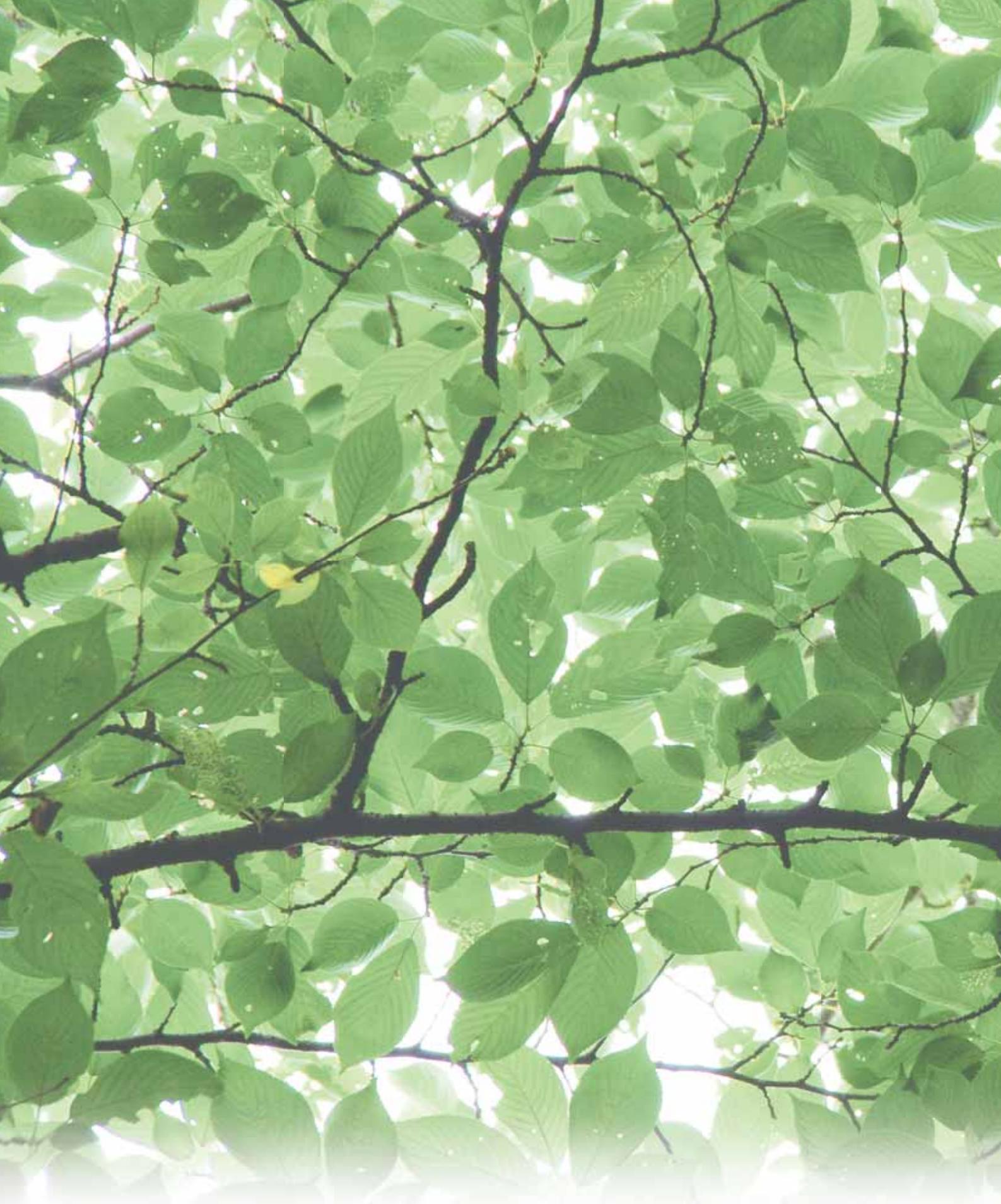
平成 年 月 日現在

<b>A 事業協同組合等の概要</b>					
① 名称及び代表者の氏名	② 主たる事務所の所在地	③ 事業の種類	産業分類番号	④ 事業所の数	
<b>B 特定事業主の概要</b>					
⑤ 名称及び代表者の氏名	⑥ 主たる事務所の所在地	⑦ 事業の種類	産業分類番号	⑧ 事業所の数	
	( 公共職業安定所 )				
⑨ 子会社特例認定等の有無	( 有 ・ 無 )				
<b>C 事業協同組合等の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況</b>					
⑩ 常用雇用労働者の数	⑪ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数				⑫
(イ) 常用雇用労働者数	人	(イ) 重度身体障害者数	人	(イ) 重度知的障害者である短時間労働者数	人
(ロ) 短時間労働者数	人	(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者数	人	(ロ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者数	人
(ハ) 常用雇用労働者の総数 ((イ)+(ロ)×0.5)	人	(ハ) 重度身体障害者である短時間労働者数	人	(ハ) 重度知的障害者である短時間労働者数	人
		(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者数	人	(ニ) 精神障害者数	人
		(ホ) 重度知的障害者数	人	(ホ) 精神障害者である短時間労働者数	人
		(ヘ) 重度知的障害者以外の知的障害者数	人	(ヘ) 計 ((イ)+(ロ)+(ホ)+(ハ)+(ニ)+ ((ロ)+(ニ)+(ホ)+(ヘ)+(ニ))×0.5)	人
					%
<b>D 事業協同組合等における身体障害者、知的障害者又は精神障害者のための特別な配慮の状況</b>					
⑬ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者のために特別の配慮をした施設又は設備の概要					
⑭ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者との雇用管理上の特別の配慮の状況					
⑮ 専任の指導員等の配置状況	(ロ) その他特別の配慮がある場合はその状況				
<b>E 特定事業主の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況</b>					
⑯ 常用雇用労働者の数	⑰ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数				
(イ) 常用雇用労働者数 (短時間労働者を除く)	人	(イ) 重度身体障害者数	人	(イ) 重度知的障害者である短時間労働者数	人
(ロ) 短時間労働者数	人	(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者数	人	(ロ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者数	人
(ハ) 常用雇用労働者の総数 ((イ)+(ロ)×0.5)	人	(ハ) 重度身体障害者である短時間労働者数	人	(ハ) 知的障害者数((ヘ)×2+(ロ)+(ニ)+ (ロ)×0.5)	人
		(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者数	人	(ニ) 精神障害者数	人
		(ホ) 身体障害者数((イ)×2+(ロ)+(ハ)+(ニ)×0.5)	人	(ホ) 精神障害者である短時間労働者数	人
		(ヘ) 重度知的障害者数	人	(ヘ) 精神障害者数((ロ)+(ニ)×0.5)	人
		(ロ) 重度知的障害者以外の知的障害者数	人	(ロ) 計 ((ホ)+(ニ)+(ロ))	人
<b>F 事業協同組合等と特定事業主の人的関係又は営業上の関係</b>					
F-1 人的関係	⑪ 事業協同組合等の役員の特定事業主からの選任状況	⑫ 事業協同組合等の役員数	(ロ) (イ)のうち特定事業主の役員又は職員から選任されている者の数	(ロ) ×100 (イ)	(ニ) 特定事業主から選任されている役員の氏名、事業協同組合等における役職及び略歴
		人	人	%	
F-2 営業上の関係	⑯ 事業協同組合等の従業員のうち特定事業主からの派遣されている者の状況	⑯ 事業協同組合等の従業員の総数	(ロ) (イ)のうち特定事業主から派遣されている者の数	(ロ) ×100 (イ)	(ニ) 特定事業主から派遣されている者の主な職名
		人	人	%	
	⑯ 事業協同組合等の直近の事業年度における特定事業主からの受注(売上げ)の実績		⑯ 事業協同組合等の直近の事業年度における特定事業主からの受注(売上げ)の見込み		
		千円			千円

## 様式第6号の12（裏面）

### 〔注意〕

- 1 「事業協同組合等」及び「特定事業主」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「法」という。)第45条の3の特例における事業協同組合等及び特定事業主をいうものであること。
- 2 ③欄及び⑦欄には、当該事業協同組合又は特定事業主の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業別分類番号及び名称を記載し、同欄の下段には、例えば「ボール盤製造業」、「自動車ボデーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。
- 3 ④欄及び⑧欄には、当該事業協同組合等又は特定事業主に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等すべての事業所の合計数を記載すること。
- 4 B欄には、この申請に係る特定事業主について記載すること。
- 5 ⑥欄の( )内には、この申請に係る特定事業主の主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所の名称を記入すること。
- 6 事業協同組合等であることを示す書類(事業協同組合等に係る登記簿謄本の写し等)及び特定事業主が当該事業協同組合等に出資しており、雇用促進事業(法第45条の3第1項第3号に規定するものをいう。)に係る共同事業に参加していることを示す書類(組合員名簿等の写し)を添付すること。
- 7 ⑨欄には、この申請に係る特定事業主が子会社特例(法第44条)、関係会社特例(法第45条)、関係子会社特例(法第45条の2)若しくは他の特定事業主特例(法第45条の3)の認定を受けている場合又はこれらの認定に係る子会社、関係会社、関係子会社若しくは特定事業主である場合には「有」に、そうでない場合には「無」に○を付けること。
- 8 ⑩(イ)欄、⑪(イ)、(ロ)、(ホ)、(ヘ)及び(リ)欄、⑯(イ)欄並びに⑩(イ)、(ロ)、(ヘ)、(ト)及び(ル)欄には、短時間労働者の数は含めないこと。
- 9 ⑫欄、⑯(ハ)欄及び⑰(ハ)欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 10 ⑩(ハ)欄、⑪(ル)欄、⑯(ハ)欄及び⑯(ホ)、(ヌ)、(ワ)及び(カ)欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 11 F欄については、当該事業協同組合等と当該特定事業主との関係について、F-1又はF-2のいずれかを選択して記入すること。
  - (1) ⑯欄については、当該事業協同組合等の受注(売上げ)の実績を証明するもの(領収書の写し等)を添付すること。
  - (2) ⑰欄については、発注計画書を添付すること。
- 12 当該事業協同組合等の定款、規約等(当該事業協同組合等が障害者雇用納付金を徴収された場合に、特定事業主の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況に応じて徴収に係る経費を特定事業主に賦課する旨の定めがあるもの)の写しを添付すること。
- 13 直近の6月1日現在における事業協同組合等の障害者雇用状況報告(様式第6号)及びこの申請に係る特定事業主の障害者雇用状況報告(様式第6号)(常用労働者数が50人未満である場合、新たに設立された場合等これまで障害者雇用状況報告を提出していない場合においては申請の日における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について障害者雇用状況報告(様式第6号の4(1))に準じて作成した書面)を添付すること。  
また、申請の日現在における事業協同組合等の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況及びこの申請に係る特定事業主の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、障害者雇用状況報告(様式第6号の4(2))に準じて作成した書面を添付すること。
- 14 法第45条の3第1項第3号の実施計画を添付すること。
- 15 所定の記載欄に記載することができない場合には、当該欄にその旨を記載し、別紙に所定の記載事項を記載し、提出すること。



編集・発行

愛知労働局 職業対策課 TEL : 052-219-5507

2014/6